

令和7年4月1日から水島勤労福祉センター使用料が改定されます

倉敷市の公共施設使用料の見直しにより、水島勤労福祉センターの使用料が令和7年4月1日から次のとおり改定されます。

改定前（旧料金）

1 会議室等 (単位:円)

室名	基本使用料		
	午前8時～ 午前12時	午後0時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時
第1会議室	990	1,320	1,320
第2会議室	990	1,320	1,320
第3会議室	660	770	770
第1研修室	770	880	880
第2研修室	770	880	880
第3研修室	770	880	880
第1教養室	660	770	770
第2教養室	770	880	880
第1音楽室	1,100	1,320	1,320
第2音楽室	440	550	550

改定後（新料金）

1 会議室等 (単位:円)

室名	基本使用料		
	午前8時～ 午前12時	午後0時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時
第1会議室	1,480	1,980	1,980
第2会議室	1,480	1,980	1,980
第3会議室	990	1,150	1,150
第1研修室	1,040	1,200	1,200
第2研修室	1,030	1,180	1,180
第3研修室	1,100	1,260	1,260
第1教養室	590	690	690
第2教養室	930	1,070	1,070
第1音楽室	1,650	1,980	1,980
第2音楽室	660	820	820

2 体育施設 (単位:円)

使用区分		基本使用料 (2時間迄)	備考
器具を 使用しない場合	全面	880	
	半面	440	
器具を 使用する場合	全面	1,100	
	半面	660	
バドミントン	1コート	440	
卓球	1台	330	
その他	全面	3,300	体育以外の 使用時
トレーニング室	1人	165	

2 体育施設 (単位:円)

使用区分		基本使用料 (2時間迄)	備考
器具を 使用しない場合	全面	1,320	
	半面	660	
器具を 使用する場合	全面	1,540	
	半面	880	
バドミントン	1コート	550	
卓球	1台	490	
その他	全面	4,950	体育以外の 使用時
トレーニング室	1人	240	

○経過措置

令和7年3月31日以前に、令和7年4月1日以後の使用申請書を提出し、使用料を納付された場合は、改定前の使用料(旧料金)が適用されます。

但し、令和7年4月1日を過ぎて変更等を行われますと、変更分については改定後の使用料(新料金)を適用させていただくこととなりますので、ご注意願います。